

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣

あて

広島市議会議長名

公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保に関する意見書案

建設産業は日本の基幹産業として、今日までの経済活動と雇用機会の確保に貢献してきました。

しかしながら、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も確立されておらず、また、不況下における受注競争の激化や近年の公共工事の減少が施工単価や労務費の引下げにつながり、建設労働者の生活を不安定なものにしています。

国においては、平成12年11月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定され、「建設労働者の賃金・労働条件の確保が適切に行われること」が参議院で附帯決議されました。諸外国では、公契約に係る賃金を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいます。

建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るためには、公共事業における新たなルールづくりが必要です。

よって、国会及び政府におかれては、建設労働者の適正な労働条件を確保するために、下記の事項について早急に実施されるよう強く要請します。

記

- 1 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公契約法の制定を検討すること。
- 2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項について実効ある施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。